

事業継続力強化計画認定制度と連携をいただける 損害保険会社の優遇措置

令和元年6月14日
中小企業庁

(50音順)

損害保険会社	優遇措置の内容
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○「事業継続力強化計画等の認定」を受けた企業のリスク実態に応じた保険料設計を前向きに検討中。
AIG 損害保険株式会社	○企業財産包括保険及び企業財産保険の保険料(地震保険料は除く)について、安全状況に応じ個別に検討いたします。 ※個別に事業継続計画に向けた取組について、ヒヤリングを行う場合があります。 ○物件の規模や業種によっては、弊社の社員が現地を訪問し、評価・損害防止の助言をいたします。
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	○「事業継続力強化計画等の認定」を受けた企業について、当該企業のリスク状況を踏まえた保険料設計となるよう、検討中。
CHUBB 損害保険株式会社	○企業財産総合保険の利益補償条項、企業費用・利益総合保険について事業継続力強化計画に係る認定申請書の申請内容に応じて個別に検討致します。
東京海上日動火災保険株式会社	○「事業継続力強化計画等の認定」を踏まえ、リスク実体に応じた保険料の設定を検討していきます。
三井住友海上火災保険株式会社	○「事業継続力強化計画等の認定」を受けた企業のリスク実態に応じた保険料設計を前向きに検討中。